

早わかり

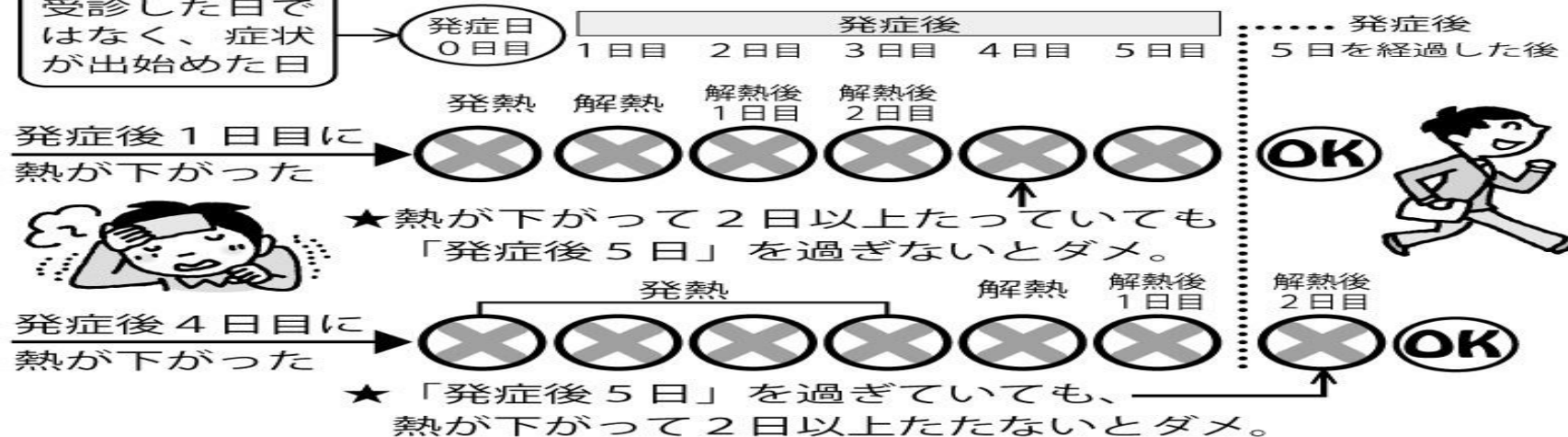
インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●

受診した日ではなく、症状が出始めた日



※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）

（「健」より引用）

学校医委員会の見解：発症日を0日、発症翌日を1日。

発症は発熱。